

《高濃度 PCB 廃棄物の処理について》

平成26年4月
石川県廃棄物対策課

● 石川県における高濃度 PCB 廃棄物の処理体制

高濃度 PCB 廃棄物は、**日本環境安全事業株式会社（JESCO）**の全国5箇所の処理施設で処理が行われており、石川県内の高濃度 PCB 廃棄物は、**北海道処理施設（室蘭市）**で処理が行われています。（石川県を含む1道15県の高濃度 PCB 廃棄物を**北海道処理施設**で処理）

北海道処理施設（室蘭市）では、PCBを使用した高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと同程度（10kg以上）の大型電気機器が廃棄物となったもの、廃PCB等を処理しています。また、平成25年9月から、安定器、10kg未満の小型電気機器及び感圧複写紙の処理を開始しています。なお、その他のPCB汚染物（ウエス、汚泥など）は、処理が開始されるまで、当面の間、事業者での保管が必要です。



● JESCO 北海道処理施設の視察について

廃棄物処理法では、「排出事業者は産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。その確認方法の一つとして、産業廃棄物処理業者等の施設を**実地に確認**する方法があります。

石川県では「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」においても、実地確認や処理状況の定期的な確認の努力義務を定めていますので、高濃度 PCB 廃棄物の処理を委託する PCB 保管事業者の皆様におかれましては、**北海道処理施設**の実地確認をして頂き、PCB 廃棄物が適正に処理されていることを確認するよう努めてください。

北海道処理施設では、PCBに関する情報を積極的に公開するために、PCB 処理情報センターを設置するとともに、処理施設に見学者ルートを設けています。見学については PCB 処理情報センターにて随時受け付けていますが、事前予約が必要ですので、下記連絡先までお問い合わせください。

《実地確認の連絡先》

- 日本環境安全事業株式会社北海道事業所
〒050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7 TEL：0143-22-3111
HP：http://www.jesconet.co.jp
- PCB 情報処理センター（開館日 月～金 9:00～16:30）
〒051-0001 北海道室蘭市御崎町1丁目9番地8 TEL：0143-23-7015
HP：http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/facility/tour.htm